



いよいよ二学期、運動会・社会見学など学校行事が目白押しで慌ただしい時期です。稲穂も色づき穫り入れも始まっています。日暮れになると虫の声も聞こえます。でも連日の残暑で体力の消耗には気をつけたいものです。夏バテにならないよう健康管理に注意しましょう。

旅行命令書の作成について（市のマイクロバス等の利用）



借上げバス等を利用し交通費がかからない場合の旅行命令書を作成するときは、他車同乗としていましたが今後は下記のようにしてください。

- ①一部旅費が支給される場合（市のマイクロバスを利用して、集合場所までの旅費を請求する場合または、補助金等でバス代が支払われて、宿泊費等を請求する場合）
旅行命令書の交通手段は、**借上げバス・徒歩等**を選択してください。また、備考欄にバス代が支給される理由を「**市マイクロバス同乗**」「**市契約の借上げバスに同乗**」等と入力してください。
 - ②県費旅費が支給されない場合
旅行命令書作成時に**旅費別途支給**としてください。
- ※①②いずれかを選択し、引率者は全員同じように旅行命令書を作成してください。
※児童、生徒の引率業務以外で借り上げバスを利用した場合の旅費は支給されません。



請求をお忘れなく！文化・スポーツ・レジャー・宿泊利用補助

学校の夏休みを終え、皆様も夏期休暇等を利用してリフレッシュされたことと思います。旅行やスポーツ・レジャーを楽しまれたことでしょう。そんな時、三重県公立学校互助会会員の方は、互助会の「文化・スポーツ・レジャー宿泊施設利用補助」（補助額12,000円）が利用できます。領収書等の添付で請求しましょう！

亀山市学校事務センターでは、共済組合や互助会への給付請求等の書類は随時集約しています。書類の準備ができましたら、個人で送付されてもかまいませんが、お急ぎでなければ、事務センターからまとめて送付します。



平成23年度教材備品納入



第1回教材備品の納入が8月中旬に終了しました。今年度の購入備品から、予算要求をして教育委員会の査定後、購入許可のおりた備品を購入するようになりました。

現在、第1回の購入の残額で第2回の手続きを始めています。※予算要求した備品で第1回に購入できなかった備品の中から購入します。

また、平成24年度の教材備品についても、購入希望を提出していただきました。出していただいた要望を、学校で優先順位と購入希望の理由をつけて教育委員会へ提出します。この時期に要求をしていない備品は購入できません。